

鎌倉市障害児通所支援等利用者負担額助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者等に対し、当該障害児通所支援等の利用に要した費用に係る利用者負担額を助成することにより、障害児を養育する家庭の子育てを支援し、もって障害児福祉の向上に資することを目的とする。

(対象サービス)

第2条 この要綱による助成の対象となるサービスの種類は、次に掲げるサービスとする。

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス

(対象者)

第3条 この要綱による助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市が法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証（以下「通所受給者証」という。）を交付した障害児の保護者のうち、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）第24条に規定する障害児通所支援負担上限月額が、政令第24条第1項第1号から第5号までに掲げる区分に該当する者
- (2) 本市が総合支援法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）を交付した障害児の保護者又は障害児のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「総合支援法施行令」という。）第17条に規定する負担上限月額が、総合支援法施行令第17条第1項第1号から第3号までに掲げる区分に該当する者

(助成の額)

第4条 この要綱により対象者に助成する額（以下「助成金」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 前条第1号に規定する対象者の助成金は、政令第24条第1号から第5号までに掲げる額を上限として、障害児の保護者が負担する利用者負担額とする。
- (2) 前条第2号に規定する対象者の助成金は、総合支援法施行令第17条第1号から第3号までに掲げる額を上限として、障害児の保護者又は障害児が負担する利用者負担額とする。

(助成申請及び決定)

第5条 この要綱による助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長にその旨を申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合、対象者であるか否かを審査して、速やかに助成の適否を決定し、交付する場合は通所受給者証又は受給者証への記載により、不交付の場合は鎌倉

市障害児通所支援等利用者負担助成金不交付決定通知書（様式第1号）により、当該申請者に通知するものとする。

（助成資格の喪失）

第6条 前条第2項の規定により助成の決定を受けた申請者（以下「助成決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成を受ける資格を失うものとする。

（1）助成決定者の援護の実施者が鎌倉市以外になったとき

（2）第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき

（助成金の支払事務）

第7条 市長は、助成金の支払いに関する事務を神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託する。

（助成の方法）

第8条 市長は、助成決定者が第2条に規定する対象サービスを受けたときは、当該サービスを提供した事業者及び施設（以下「事業者等」という。）に助成金を支払うものとする。

2 事業者等は、サービス提供実績記録票、請求書及び明細書により、国保連に対し助成金を請求するものとする。

2 国保連は、前項の規定により請求があったときは、本市の審査終了後、承認したものについて迅速に当該事業者等に支払うとともに、市長に当該支払について報告し、その費用を請求するものとする。

3 市は、前項の報告及び請求に基づき、年4回に分けて概算払いにより支払い、当該年度終了後に精算を行うものとする。

4 第1項の規定による支払があったときは、助成決定者に対し助成金の交付があったものとみなす。

（他制度との適用関係）

第9条 利用者負担額について、他の法令その他の規定により給付を受けることができるときは、当該利用者負担額からその給付による額を減じた額を助成する。

（助成費の返還）

第10条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この要綱による助成を受けた者に対して、助成資格を取り消し、又は助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

（準備行為）

第12条 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。